

八尾市排水設備工事指定業者の指定の取消し又は停止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号。以下「条例」という。）第7条に規定する指定業者（以下「指定業者」という。）が、条例第8条の11の規定に該当した場合における指定業者の指定の取消し又は停止等の処分の基準及び手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の種類及び基準)

第2条 市長は、指定業者が条例第8条の11第1項各号のいずれかの行為（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるときは、別表第1に定める違反行為の種類に応じ、別表第2に定める違反行為に対する処分査定基準により処分を行うものとする。

2 前項の処分は、処分を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しない。ただし、指定の効力の停止を受けた場合において、当該処分の基準となった文書警告の処分は、当該処分を受けた日に消滅する。

3 指定の効力の停止の処分は、6月を越えない範囲においてとし、6月の指定の効力の停止の処分を受けた日から2年以内に違反行為が認められるときは、指定を取り消すものとする。

4 指定の効力の停止の処分を受けている期間中に違反行為が認められたとき、又は当該期間に排水設備工事を施工したときは、指定を取り消すものとする。

(違反行為の通知)

第3条 市長は、指定業者に違反行為があったと認めるときは、指定業者違反行為通知書（様式第1号）によりその旨を当該指定業者に通知するものとする。

(審査会の審査)

第4条 市長は、違反行為が指定の取消し又は停止処分に該当すると認めるときは、あらかじめ別に定める八尾市排水設備工事指定業者処分審査会に諮問するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、指定の取消し又は停止の処分に該当すると認めるときは、八尾市行政手続条例（平成8年八尾市条例第28号）に基づき、指定する職員に聴聞を主宰させ、又は弁明の機会を付与するものとする。

(処分の通知)

第6条 市長は、指定の取消し又は停止等の決定をしたときは、指定業者指定取消し等決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該処分者に通知する

ものとする。

(処分の告示)

第7条 市長は、指定の取消し又は停止の処分をしたときは、条例第8条の11第2項の規定に基づき、これを告示するものとする。

(処分後の工事施工)

第8条 指定の取消し又は停止の処分を受けた指定業者は、当該処分の期間中において、すべての排水設備工事を施工することができない。ただし、市長が必要と認めたときは、施行中の排水設備工事に限り、工事完了まで施工することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

別表第 1

排水設備工事違反行為に対する処分基準（種別）

違反行為の種別	処分の内容	条例、規則等
大阪府内に営業所がなくなったとき	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号
営業所ごとに責任技術者を専属させることができなくなったとき。	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 2 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号
成年被後見人若しくは、非保佐人又は破産者で復権をしていないとき。	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 3 号
法人で、その役員のうち上記に該当する者がいるとき。	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 3 号
集团的に、常習的に、又は計画的に暴力及び脅迫ならびにこれらに類する手段を用いて不当又は違法な行為や要求をするおそれがあるとき。	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 3 号
規則で定める設備及び機材を保有していない、かつ従業員を常置していないとき。	指定取消	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 4 号 規則第 5 条第 1 項第 2 号
専属する責任技術者が法令等に違反しないよう指導、監督を怠ったとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 2 第 1 項第 4 号 規則第 11 条第 6 号
責任技術者が 2 以上の指定業者の責任技術者を兼ねたとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 2 号 条例第 8 条の 3 第 1 項
正当な理由がなく排水設備工事の管理を行わなかったとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 1 号 条例第 8 条の 3 第 2 項
正当な理由がなく工事を拒否したとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 3 号 条例第 8 条の 9 第 1 項
適正価格の遵守に違反したとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 3 号 規則第 11 条第 6 号
工事契約に際し必要事項を明示しなかったとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 3 号 規則第 11 条第 6 号
工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は、請け負わせたとき。	文書警告	条例第 8 条の 11 第 1 項第 3 号 規則第 11 条第 5 号

指定業者としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第11条第5号
排水設備工事の確認を受けずに工事に着手したとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 条例第8条の9第3項
瑕疵担保責任を遵守しなかったとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第11条第4号
検査不合格となったにもかかわらず規定に適合する補修をしなかったとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第11条第3号
工事の契約に際し、工事金額、工事期限を明示せず、適正な工事費、材料で施工しなかったとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 条例第8条の9第2項
規則で定める設備及び機材を保有していないとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第5条第1項第2号
従業員を常置していないとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第5条第1項第2号
完了検査を受けなかったとき	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 条例第6条第1項
営業所の異動（組織変更、代表者異動、商号変更、営業所移転、責任技術者の異動、住居変更、電話番号変更）の届出をしないとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第4号
指定業者として行う諸届等に虚偽の記載があったとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第4号
業務報告等の求めに対し正当な理由がなく拒否したとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第3号 規則第13条
その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第5号
排水設備用材料及び器具以外のものを使用して工事を施工したとき。	文書警告	条例第8条の11第1項第5号
上記以外の不都合行為があったとき、又は市長がふさわしくない行為と認めたとき。	文書警告 指定停止 指定取消	

別表第 2

排水設備工事違反行為に対する処分査定基準（区分）

処分内容	違反行為の区分
文書警告	別表第 1 の違反行為に対する処分基準による文書警告に該当する事項
指定停止	<p>(1) 別表第 1 の違反行為に対する処分基準による指定停止に該当する事項、又は文書警告を受け 2 年以内に文書警告に相当する違反があったとき。 1 月の指定停止</p> <p>(2) 1 月の指定停止を受けた日から 2 年以内に文書警告に相当する違反があったとき。 3 月の指定停止</p> <p>(3) 3 月の指定停止を受けた日から 2 年以内に文書警告に相当する違反があったとき。 6 月の指定停止</p> <p>(4) 市長が指定停止に該当すると認めたとき。 6 月以内の指定停止</p>
指定取消	別表第 1 の違反行為に対する処分基準による指定取消に該当する事項、又は市長が指定取消に該当すると認めた事項